

## ○厚木愛甲環境施設組合請負工事検査規程

(令和3年6月1日)  
(訓令第2号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、法令その他別に定めるもののほか、厚木愛甲環境施設組合が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査員及び検査補助員)

**第2条** 事務局長は、検査員を技術職員及び技術員（以下「技術職員等」という。）のうちから指名する。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、特殊性、緊急性のあるときその他必要があると認めるときは、技術職員等のほかに検査員を指名することができる。

3 事務局長は、必要があると認めるときは、検査補助員を指名することができる。

4 検査員及び検査補助員には、同一工事の監督員及び監督補助員を指名することができない。

(検査の種類)

**第3条** 検査の種類は、出来形検査、指定部分（工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。以下同じ。）に係る完成検査及び完成検査とする。

2 出来形検査は、工事が所定の工程に達し、請負工事契約の相手方（以下「契約者」という。）から部分払いの請求のため出来形検査の申請があったとき、又は契約の解除等により請負工事の中止があったとき、その完成前に当該既成部分について行う。

3 指定部分に係る完成検査は、指定部分の完成した工事について行う。

4 完成検査は、完成した工事について行う。

(検査員及び検査補助員の職務)

**第4条** 検査員は、工事の出来形を契約書、設計図書等（以下「検査関係書類」という。）に基づき綿密かつ厳正に検査するものとし、必要があるときは契約者等に工作物の一部を破壊させて確認することができる。

2 検査補助員は、検査員の指示を受けて検査員を補佐し、又はその職務を代行する。

(検査の執行)

**第5条** 出来形検査は、検査関係書類に基づき既成部分について工事出来高調書と照合して行う。

2 指定部分に係る完成検査は、検査関係書類に基づき指定部分について指定部分に係る工事完成調書と照合して行う。

3 完成検査は、検査関係書類に基づき行う。

(検査の立会い)

**第6条** 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。

- (1) 事務局次長又は工事担当係長
- (2) 監督員及び監督補助員
- (3) 現場代理人及び主任(監理)技術者

2 契約者等は、検査の際、検査に必要な機械器具等を用意するものとする。

(検査の中止)

**第7条** 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を行わず、又は中止することができる。

- (1) 前条第1項各号に規定する者が検査に立ち会わないとき。
- (2) 手直し等を要する箇所が著しいとき。
- (3) 検査に必要な書類が提出又は掲示されないとき。
- (4) 前条第2項に規定する機械器具等が用意されないとき。
- (5) 前条第1項第3号に規定する者が、検査員の職務執行を妨げ、又はそのおそれがあるとき。

(手直し等の指示)

**第8条** 検査員は、検査の結果手直し等を要すると認めるときは、手直し指示書により契約者に対し、指示をするとともにその旨を事務局次長に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、手直し等が軽微なときは、口頭をもって指示することができる。

3 事務局次長は、第1項の手直し指示書により通知を受けた箇所の手直し等が完了したときは、これを確認し、その旨を検査員に報告しなければならない。

4 検査員は、手直し等が完了した旨の報告を受けたときは、これを確認し、工事完成検査調書に必要な事項を記載しなければならない。

(検査の結果報告)

**第9条** 検査員は、次の各号に掲げる検査（特殊性工事等に係るものを除く。）が完了したときは、その結果を当該各号に定める書類により事務局長に報告しなければならない。

- (1) 出来形検査 工事出来高調書及び工事出来高部分検査調書
- (2) 指定部分に係る完成検査 指定部分に係る工事完成調書及び指定部分に係る工事完成検査調書
- (3) 完成検査 工事完成調書及び工事完成検査調書

2 検査員は、特殊性工事等に係る検査が完了したときは、その結果を工事出来高部分検査調書、指定部分に係る工事完成検査調書又は完成検査調書により事務局長に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、工事完成届に検査済印を押印することにより工事完成検査調書に代えることができる。

(検査員等の実地調査)

**第10条** 検査員及び検査補助員は、工事の履行を図るため、必要に応じ実地に調査し、事務局次長に必要な助言をすることができる。

(準用)

**第11条** 第2条から第9条までの規定は、工事に係る委託業務について準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「現場代理人及び主任（監理）技術者」とあるのは「管理技術者」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規程は、公表の日から施行する。